

東京農工大学科学技術短期留学プログラム実施細則の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則</p> <p>(身分・所属)</p> <p>第7条 短プロ学生で、主に第12条第2項の規定に基づき定める授業科目等の履修を希望する者は、東京農工大学学則(以下「学則」という。)第80条又は第111条に規定する特別聴講学生(以下「特別聴講学生」という。)とし、<u>東京農工大学国際センター</u>(以下「国際センター」という。)に所属する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(受入れ人数等)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 前条に規定する特別聴講学生及び特別研究学生の当該年度の配分数については、<u>国際センター運営委員会</u>(以下「委員会」という。)が決定する。</p> <p>(履修手続)</p> <p>第13条 短期留学プログラムの授業科目の履修を希望する者は、所定の期日までに、<u>国際センター長</u>(以下「センター長」という。)に願い出て承認を受けなければならない。</p> <p>(単位認定等)</p> <p>第15条 <u>センター長</u>は、授業担当教員からの報告を受け、委員会の議を経て単位及び修了認定を行う。</p> <p>第15条の2 第7条に規定する特別聴講学生のうち第1学期を在籍し、前条に基づく単位認定の結果、第2学期の修了の見込みがないと判断された者について、学長は<u>国際センター運営委員</u></p>	<p>本則</p> <p>(身分・所属)</p> <p>第7条 短プロ学生で、主に第12条第2項の規定に基づき定める授業科目等の履修を希望する者は、東京農工大学学則(以下「学則」という。)第80条又は第111条に規定する特別聴講学生(以下「特別聴講学生」という。)とし、<u>東京農工大学グローバル教育院</u>(以下「グローバル教育院」という。)に所属する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(受入れ人数等)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 前条に規定する特別聴講学生及び特別研究学生の当該年度の配分数については、<u>グローバル教育院運営委員会</u>(以下「委員会」という。)が決定する。</p> <p>(履修手続)</p> <p>第13条 短期留学プログラムの授業科目の履修を希望する者は、所定の期日までに、<u>グローバル教育院長</u>(以下「教育院長」という。)に願い出て承認を受けなければならない。</p> <p>(単位認定等)</p> <p>第15条 <u>教育院長</u>は、授業担当教員からの報告を受け、委員会の議を経て単位及び修了認定を行う。</p> <p>第15条の2 第7条に規定する特別聴講学生のうち第1学期を在籍し、前条に基づく単位認定の結果、第2学期の修了の見込みがないと判断された者について、学長は<u>委員会</u>の議を経て、大</p>	

<p>会の議を経て、大学間又は部局間協定を締結している派遣大学の了承のもと、原則として留学を取り消す。</p> <p>(履修の特例)</p> <p>第17条 第7条第1項に規定する特別聴講学生が、本学で開講する学部の授業科目又は学府の授業科目の履修を希望するときは、<u>センター長</u>を経て、当該学部長又は学府長に願い出て、その許可を受けなければならない。</p> <p>2 第7条第2項に規定する特別研究学生が、研究上必要と認めるときは、所定の様式により <u>センター長</u>に願い出て、短期留学プログラムの授業科目を履修することができる。</p> <p>3 本学の学部学生、大学院学生等が短期留学プログラムの授業科目の履修を希望するときは、所定の様式により <u>センター長</u>に願い出て承認を受けなければならない。</p> <p>(実施体制)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 短期留学プログラムの実施は、各学部及び各学府の協力を得て、<u>国際センター</u>が行うものとする。</p>	<p>学間又は部局間協定を締結している派遣大学の了承のもと、原則として留学を取り消す。</p> <p>(履修の特例)</p> <p>第17条 第7条第1項に規定する特別聴講学生が、本学で開講する学部の授業科目又は学府の授業科目の履修を希望するときは、<u>教育院長</u>を経て、当該学部長又は学府長に願い出て、その許可を受けなければならない。</p> <p>2 第7条第2項に規定する特別研究学生が、研究上必要と認めるときは、所定の様式により <u>教育院長</u>に願い出て、短期留学プログラムの授業科目を履修することができる。</p> <p>3 本学の学部学生、大学院学生等が短期留学プログラムの授業科目の履修を希望するときは、所定の様式により <u>教育院長</u>に願い出て承認を受けなければならない。</p> <p>(実施体制)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 短期留学プログラムの実施は、各学部及び各学府の協力を得て、<u>グローバル教育院</u>が行うものとする。</p>	
---	--	--

附 則(平成30年4月1日規程第12号)
この規程は、平成30年4月から施行する。